

令和3年第8回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和3年8月25日(水)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和3年8月25日 午後2時40分							
閉 会	令和3年8月25日 午後4時10分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	—	木暮 剛	—
	2	松本 信次	出席		今井 徹	—	野本 照夫	—
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	—	馬場 勝美	—
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	—	関口 正	—
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	—	渡邊 仁	—
	6	萩原 豊	出席		河野 博	—	秋池 功	—
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	—	岡野 孝	—
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	—	伊藤 清	—
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	—	三ツ木 宏之	—
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	—		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	—		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	—		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	—				
議事録署名人			島田 豊 ・ 藤村 徳之					
議事参与			堀越 延年 ・ 野本 佳永 ・ 下山 優美					
書 記								

会議事件名

- 議案第30号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第31号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第32号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第33号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について

顛末

開会 午後2時40分

【代理】

これより、令和3年第8回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】

本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。

議案書の訂正をお願いします。

【事務局】

議案書の訂正が4カ所あります。

議案書2ページ 農地法第5条の規定による転用許可申請 番号49について受人と渡人は逆になります。また、番号51について、備考「元荒川上流土地改良区」とありますが、正しくは、土地改良区の該当はありません。

議案書5ページ 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用計画についての賃借料「5000、JAほくさい彩のかがやき1等米概算金30kg相当額」とありますが、正しくは「5000又は、JAほくさい彩のかがやき1等米概算金30kg相当額」となります

議案書7ページ 会長専決規定第3条による専決事項の報告について、「令和2年7月13日～令和2年8月11日受付分」とありますが、正しくは、「令和3年7月13日～令和3年8月10日受付分」となりますので訂正をお願いします。

【議長】

続きまして、議事録署名人の指名をします。番号13番 島田 豊 委員、番号1番 藤村 徳之 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第30号 農地法第3条の規定に関する件について上程いたします。

事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、議案について説明します。

議案第30号 農地法第3条の規定に関する件
1件 5筆

番号15

受人は畑作を中心とした農業経営を行っています。

経営規模を拡大したく本申請地を譲り受けるための申請です。申請地における

	<p>小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は800日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は3,918.45アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約3.3キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>番号15について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用できると判断します。また、本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第30号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第30号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第31号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>それでは、議案について説明します。 議案第31号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p>

	<p>所有権の移転 5件 10筆</p> <p>使用貸借権の設定 1件 19筆</p> <p>地上権の設定 3件 10筆</p>
	<p>番号47</p> <p>受人は、現在市外の借家に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号47について調査してまいりました。申請地は農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地との境界にはブロック塀を設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号48について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号48</p> <p>受人は、現在市外の借家に家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭と</p>

	<p>なったため、独立を考え、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を受人の父から譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号48について調査してまいりました。申請地は、駅、市町村役場等を中心とする半径500メートル以内の円で囲まれる区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地との境界にはコンクリートパネル及びマウントアップを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、排水管に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのこと。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号49について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号49 受人は、現在市内で食品の製造販売業を営んでいます。現在利用している71台の駐車スペースが開発工事に伴い利用できなくなるため、今回、駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>

【加藤 豊 農業委員】	<p>番号49について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場として転用するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ありません。</p> <p>また、隣接農地との境界にはU字溝を設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号50について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号50 受人は、現在市内で産業廃棄物の収集運搬、処分等の業務を営んでいます。現在資材置場と社用車23台の駐車スペースを兼用しており手狭となったため、今回、駐車場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【矢部 英利 農業委員】	<p>番号50について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。駐車場とし</p>

	<p>て転用するというので、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地との境界には素掘りを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号51、52、53について関連がありますので、まとめて内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号51、52、53についてご説明します。</p> <p>番号51、52については、令和3年8月3日付けで「権利設定の変更」を理由に取下願が提出され、権利設定を変更したあと、改めて申請し、番号53については、新規で申請するものです。</p> <p>受人は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光等の自然エネルギーによる発電事業として、申請地に太陽光発電の設置を目的とした地上権の設定を行うための申請です。全体計画として太陽光パネルを714枚設置し、発電の規模は292.5kWの設備を計画しております。また、番号51は接道がないため、通路を確保し権利者に既に同意をもらっております。</p> <p>なお、経済産業省の設備認定並びに東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは済んでおります。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【岩崎新一 農業委員】	<p>番号51、52、53について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。太陽光発電設備を設置する</p>

	<p>ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地との境界には溝及びフェンスを設置します。申請地には防草シートを敷きます。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【大塚明夫 農業委員】	<p>太陽光発電施設の草の管理はどのように指導しているのか。</p>
【事務局】	<p>申請の事前協議では防草シート及び土砂の流出対策又は除草計画の提出をお願いしています。除草等の管理は太陽光発電設備会社と管理契約をしている場合が多いようです。</p>
【渡邊秋夫 農業委員】	<p>太陽光発電の設備については行政指導だけでなく、市独自の要綱や要領を整備しないと問題になることもあると思うので検討すべきではないか。</p>
【事務局】	<p>貴重なご意見として伺っておきます。</p>
【議長】	<p>ありがとうございます。次に番号54について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号54 受人は、現在市内で土木建築の請負業を営んでいます。現在の資材置場では手狭となったため、今回、資材置場の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【大賀文吉 農業委員】	<p>番号54について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「既存の施設の拡張（拡</p>

	<p>張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)』という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。資材置場ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p> <p>また、隣接農地との境界には鉄板柵及び素掘りを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことでした。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号55について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号55</p> <p>本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が土木業を営む受人に農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月となっております。また、農地改良にともない「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【大賀文吉 農業委員】	<p>番号55について調査してまいりました。申請地は、農業振興地域内の農用地、いわゆる青地ですが、今回は農地改良をするための一時転用の申請です。耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されております。工事期間は9ヵ月間とのことですので周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供される</p>

	<p>ことが確実と認められるため、問題はないと判断します。</p> <p>農地改良完了後は、〇〇〇の農地所有適格法人である〇〇〇〇〇〇〇〇が農地を借り受け、麦を作付けする計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>農地改良の埋め立てる土について良質土とありますが、土壌の検査等はしていますか。また、渡人の負担がないと聞きましたが、工事に係る費用はどうなっていますか。</p>
【事務局】	<p>3,000 m²を超える農地改良については、県の「埼玉県土砂の排出・たい積等の規制に関する条例」に基づき、必要に応じて土壌検査等を行っています。また、渡人の負担については、受人が土砂の処分費を依頼先からもらっていて、その中から支出していると思われませんが確認し、次回の農業委員会定例会において報告します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございます。では、採決を行います。議案第31号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第31号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第32号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号6について、担当地域の農業委員の方から議案説明をお願いいたします。</p>
【渡邊秋夫 農業委員】	<p>議案第32号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願 番号6</p> <p>この件につきまして、令和3年8月20日に事務局とともに調査したところ、番号6について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。</p>

【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号7について担当地域の農業委員の方から議案説明をお願いいたします。
【江原浩昭 農業委員】	番号7 この件につきまして、令和3年8月17日に事務局とともに調査したところ、番号7について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	それでは採決を行います。議案第32号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第33号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。それでは事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	それでは、議案について説明します。 議案第33号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について 賃借権の設定 94件 161筆 147, 341.28㎡ 使用貸借権の設定 6件 7筆 6, 219㎡ について令和3年8月10日付けで鴻巣市及び鴻巣市農業委員会に申し出がありました。農業委員会での決定後、鴻巣市で鴻巣市農用地利用集積計画の公告を行うことにより、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することとなります。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。																		
【一同】	(質問なし)																		
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第33号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。																		
【一同】	(全員挙手)																		
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第33号について原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和3年7月13日～令和3年8月10日受付分</p> <p>農地法第3条第1項第13号の規定による農地転用届出</p> <table data-bbox="718 1008 1308 1064"> <tr> <td>2件</td> <td>3筆</td> <td>3,023㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出</p> <table data-bbox="718 1108 1308 1164"> <tr> <td>2件</td> <td>4筆</td> <td>1,103㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table data-bbox="351 1209 1308 1355"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>9件</td> <td>25筆</td> <td>7,080.78㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>2件</td> <td>3筆</td> <td>303㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>15件</td> <td>35筆</td> <td>11,509.78㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>次に、農地法第5条の規定による農地転用許可申請の取消について、事務局より報告をお願いいたします。</p> <p>農地法第5条の規定による農地転用許可申請の取消について、3件の報告をいたします。</p> <p>議案書10ページの下欄をご覧ください。</p> <p>これらの3件につきましては、令和3年7月12日に農地法第5条の規定による農地転用許可申請がありましたが、その後、権利設定に変更があったため、令和3年8月3日付けで取下願が提出され、受理しました。</p>	2件	3筆	3,023㎡	2件	4筆	1,103㎡	所有権の移転	9件	25筆	7,080.78㎡	使用貸借権の設定	2件	3筆	303㎡	合計届出件数	15件	35筆	11,509.78㎡
2件	3筆	3,023㎡																	
2件	4筆	1,103㎡																	
所有権の移転	9件	25筆	7,080.78㎡																
使用貸借権の設定	2件	3筆	303㎡																
合計届出件数	15件	35筆	11,509.78㎡																
【事務局】																			

【議長】	<p>続いて、その他の件について、農業委員又は事務局よりご報告お願いいたします。</p> <p>まず、農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>市街化調整区域の農地転用について、他人の農地を買って自己用住宅を建築するのができないと聞いたがどうなのか。</p>
【事務局】	<p>調査して次回の農業委員会定例会にて報告します。</p>
【萩原 豊 農業委員】	<p>農地法に関係なくても農地転用に関する内容に変更があった場合は説明してほしい。</p>
【渡邊秋夫 農業委員】	<p>生産緑地の解除等、農地に関係することは情報提供をお願いしたい。</p>
【事務局】	<p>わかりました。農地転用に関すること、農地に関することはなるべく情報提供していきます。</p>
【議長】	<p>次に事務局から何かありますか。</p>
【事務局】	<p>①農地パトロールについて</p> <p>②農業経営及び農地利用状況に関する調査について</p> <p>③農業委員、農地利用最適化推進委員の研修について</p>
【会長代理】	<p>これをもちまして、令和3年第8回定例会を閉会いたします。</p> <p>なお、次回の定例会は令和3年9月28日（火）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時10分</p>